

令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社神戸製鋼所 外9名

準備書面(1)

令和7年1月31日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁護士 植村公彦

同 越本幸彦

同 武井祐生

同 寺田明弘

被告神戸製鋼所は、答弁書において本案前の答弁を行うとともに、その理由を述べたが、本準備書面では、本案前の主張を維持したうえで、訴状における原告らの本案に関する主張に対する答弁を行うとともに、必要と認める範囲で認否及び反論を行い、いずれにせよ原告らの請求は成り立たない旨を明らかにする。

なお、特に注記しない限り、被告神戸製鋼所が従前提出した答弁書において用いた略語は、本準備書面においても同一の意味内容を有するものとして使用する。

目 次

I	請求の趣旨に対する答弁（本案に対する答弁）	4
II	本案に対する被告神戸製鋼所の主張、及び請求原因に対する認否、反論	4
	4
第1	はじめに	4
第2	不法行為（民法第709条）を根拠とする差止請求は認められないこと	6
	6
1	民法第709条の効果は「損害賠償」であり「差止め」ではないこと	6
2	民法第709条の要件の充足について主張立証がなされていないこと	7
第3	原告らの請求は差止めの要件を充たさないこと	8
	8
1	充たすべき要件	8
2	原告らが侵害されると主張する権利利益のうち、「生命、身体及び財産権」以外は、「権利又は法律上保護される利益」とは認められないこと	9
	9
3	侵害発生の蓋然性（因果関係）が認められないこと	11
4	違法性を欠くこと	13
第4	小括	15
第5	請求の原因に対する認否及び反論	16
	16
1	「第1 はじめに」の項	16
2	「第2 当事者」の項	16
3	「第3 請求の法的根拠（民法709条・719条1項）」の項	17
4	「第4 地球温暖化の自然科学的根拠(前提事実)」の項	17
5	「第5 権利又は法律上保護される利益の侵害のおそれ」の項	18
6	「第6 被告らの排出削減義務（違法性）」の項	20
7	「第7 被告らの義務違反行為」の項	28
8	「第8 被告らに2030年度及び2035年度の排出許容量を超える排出をしてはならないことを求める本訴請求の必要性」の項	31
9	「第9 再生可能エネルギーへの転換の実現可能性（結果回避可能性）」の項	33

10	「第 10 被告らの関連共同性」の項.....	33
11	「第 11 結語」の項.....	35

I 請求の趣旨に対する答弁（本案に対する答弁）

- 1 原告らの被告株式会社神戸製鋼所に対する請求を棄却する
 - 2 訴訟費用のうち、原告らと被告株式会社神戸製鋼所との間で生じた費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

II 本案に対する被告神戸製鋼所の主張、及び請求原因に対する認否、反論

第1 はじめに

そもそも本訴訟が訴訟要件（将来請求としての請求権適格）を欠く不適法な訴えであり、速やかに却下されるべきことについては答弁書において述べたとおりであるが（本案前の答弁）、この点を措き、原告らが請求する本案について検討するとしても、原告らの請求には理由がないことは明らかである。

以下、本案に関する被告神戸製鋼所の主張を述べる。

- 1 まず、本訴訟における原告らの請求原因は、「不法行為（民法709条、719条1項）に基づく差止請求」である。

しかしながら、そもそも、民法709条は、不法行為に基づく「損害賠償請求」を定めた規定であり、不法行為に基づく「差止請求」が法的に認められるものではない。

- 2 また、いったん前項の点を措き、原告らの請求内容について検討するとしても、本件で原告らが主張する権利利益の内容は、それを定義するについての表現も区々で¹、曖昧不明確な内容にとどまり、いずれも原告らが独

¹ 例えば、原告らが主張する権利利益は、「CO₂など温室効果ガスの排出に係る危険な気候変動の被害を受けない利益」（訴状「第5」「1」の項（21頁））、「生命、身体、健康、住まい、よい生活を営む権利等への脅威」、「安定した気候のもとで生活する権利」（同「4」の項（64頁））、「苛烈な暑さによる身体及び成長発達権等の侵害」（同「5」「(1)」の項（64頁））、「災害による生命、身体及び財産権侵害の危険」（同「(2)」の項（67頁））、「原告らが享受していた環境が失われることによる原告の精神的苦痛」（同「(3)」「ア」の項（70頁））、「自らの生活や自国から多量のCO₂を排出することによる精神的苦痛」（同「イ」の項（70頁））、「原告の子ら・あるいは更にその下の世代は、原告ら又は原告らの親の世代が享受してきた環境、安定した気候を享受できず、生命・身体の危険にさらされるのであって、これも原告らが将来受ける権利・利益の侵害である」（同「(4)」の項（72頁））など、主張する場面によって揃えておらず、極めて抽象的かつ曖昧不明確である。

自に創造した利益か、因果関係論等を抜きにしたまま権利侵害を主張しようとするものと言わざるを得ず、差止請求の対象として法的に保護されるべき利益とは到底認められないため、差止の要件を充たさないことは明らかである。

なお、仮に、原告らが主張する被侵害権利が、それ自体は法的に保護される権利として確立されていると考えられる「生命」や「身体」、「財産権」を指すのであれば、端的に、(一般論としては裁判例上も認められているという)「人格権の侵害に基づく差止請求」(また、財産権については、「所有権に基づく物権的請求権」として、当該権利の侵害を主張すれば足りるはずである。それにもかかわらず、原告らが、あえて上記主張や構成を避け、法的理論として確立していないと言わざるを得ない不法行為構成を採用したのは、侵害されている権利の内容を「生命」や「身体」、「財産権」に限定すると、被告らの行為と原告ら個々人の個別の権利の侵害との間の因果関係や、権利侵害の蓋然性、切迫性が認められないこと、すなわち差止めが認容される余地のないことを自認しているがゆえと考えられるのである。

要するに、本訴訟における原告らの請求は、差止請求の根拠として認められる「権利」にはなり得ない「利益」を独自に創出して、それを保護法益として設定することで、現時点における権利侵害の具体性や蓋然性、切迫性の議論を回避しようとするものであって、その内実は、古くから権利としては認められてこなかったいわゆる「環境権」の主張にほかならず、法的保護に値する「利益」とは到底認められない(それ故、原告らの主張する権利利益は、前述のとおり、区々であり、極めて広範かつ曖昧不明確な内容となっているのである。)

- 3 さらに付言しておく、原告らの不法行為に基づく差止請求は、2030年度及び2035年度という、訴訟提起から6年又は10年以上も先の将来において、段階的にCO₂の排出削減を求める内容である。

すなわち、原告らの主張する法的構成を前提にしても、原告らは、現時点において、何らかの権利や利益が侵害されている(したがって、被告らにおいて原告らとの関係で違法と評価される行為が存在する)とまでは主

張していないのであり、原告らの請求は、畢竟、将来における（現時点では発生しておらず、また将来発生する蓋然性もない）不法行為の予防を、現在において求めるものに過ぎない。

この点は、原告らの請求が将来給付の訴えにおける請求権としての適格性を欠いていること（本案前の答弁（被告神戸製鋼所答弁書「第2」「2」「(2)」の項（4頁～5頁））を示すものであるのみならず、本案の関係においても、差止請求の要件である、原告らの権利侵害の蓋然性、切迫性が認められないということの意味するものである。

- 4 結局のところ、本訴における原告らの主張は、いわゆる地球温暖化という地球規模の環境問題について、それをあたかも原告ら個人個人の権利利益の侵害であるかのように主張し、不法行為に基づく差止請求という私権の行使の問題に置き換えようと試みるものにほかならない。

しかしながら、地球温暖化の問題は、もとより全人類に関係する地球規模の問題として、各国政府が協力・連携して確立する全世界的な枠組みと、それを落とし込んだ各国ごとの個別的な枠組み（施策）の中で検討されるべき政策課題であり、立法府及び行政府という民主主義のプロセスを通じた政策全体の中で解決されるべき事柄であって、個人の個別的権利の侵害に対する司法的救済を目的とする司法府での局地的・部分的な解決には、もとより馴染まないものである。

したがって、原告らの請求は、本質的に、裁判所の判断に馴染まない問題を無理に司法的救済の対象としようとするものというほかなく、本案としても成り立つ余地はない。

以下、敷衍して述べる。

第2 不法行為（民法第709条）を根拠とする差止請求は認められないこと

1 民法第709条の効果は「損害賠償」であり「差止め」ではないこと

原告らが請求の根拠としている民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定められているとおり、不法行為によ

り被った損害の賠償請求を認めた規定であって、差止請求を認めたものではない。

このように、民法第 709 条の規定を根拠に差止請求を行いうることを前提とする原告らの請求は、明らかに同条の文言から遊離する独自論であり、被告神戸製鋼所の知る限り、不法行為に基づく差止請求を直接認めた最高裁判例も存在しない。

それにもかかわらず、一部の学説が、不法行為による差止請求を認めるべきであると主張する主な理由は、差止請求の根拠となり得るとされている物権等の「権利」にとどまらず、確立した権利に至らない「利益」を保護するための差止請求の可能性を切り拓くためであり、本訴訟における原告らもまさにかかる動機により不法行為構成を採用しているものといえる。

しかしながら、「差止め」は、金銭による事後的な損害補填である「損害賠償」とは異なり、他者の活動そのものを制限する点で影響が極めて大きいため、いかなる場合に差止めが認められるのか、その外延が明確でなければ、社会経済活動は委縮する。しかるところ、仮に、不法行為に基づく差止請求が認められてしまうと、「権利」に至らない「利益」という外延が極めて曖昧なものまでもがその保護の対象となり、それによって他者の活動は差止められることとなるのであって、そのような事態となれば、予測可能性は著しく害され、活動が委縮することは明らかである。

したがって、実質的に見ても、不法行為に基づく差止請求は認められるべきではない。

2 民法第 709 条の要件の充足について主張立証がなされていないこと

そもそも不法行為に基づいて差止請求をなしうるかという点を措くとしても、原告らは、民法第 709 条をその請求の根拠とする以上、当然のことながら、請求が認められるためには、民法第 709 条が求める各要件の充足が必要となる。

ところが、原告らが主張する原告らの権利利益（原告らの主張する権利利益の内容自体が、極めて抽象的かつ曖昧不明確であることは、前述のとおりである。）に対する将来の侵害行為について、原告らは、被告神戸製鋼

所の「故意又は過失」や「損害の発生」といった民法第 709 条の要件について、具体的な主張立証を何らなし得ていない。

仮に、原告らが民法第 709 条を根拠としておきながら、これらの要件は不要であるとの主張を前提としているのであれば、もはやその請求は不法行為責任の追及でもなく、畢竟、独自の理論に基づいて法的根拠のない請求を行っているに過ぎないということに帰する。

なお、少なくとも原告らが主張立証すべきと認められる要件如何については、さらに「第 3」「1」の項で触れることとする。

第 3 原告らの請求は差止めの要件を充たさないこと

1 充たすべき要件

以上に述べたとおり、そもそも不法行為（民法第 709 条）を根拠とする差止請求自体が認められるものではないが、いったんこの点を措くとしても、原告らは、不法行為に基づく差止請求という、法令に定めがなく、かつ判例法理としても確立していない独自の理論に依拠した請求原因を主張しているため、果たして、いかなる要件が充足されれば不法行為に基づく差止請求が認められるというのか、その要件事実の内容自体もまた判然としない。

しかるに、少なくとも、原告らは、民法第 709 条の不法行為をその根拠とするものである以上、民法第 709 条の定める不法行為に基づく損害賠償請求を行うにあたり求められる下記各要件は最低限充足する必要がある（それにもかかわらず原告らは十分な主張立証をなしていないことは既に述べたとおりである。）。

記

【要件①：権利侵害の要件】

原告らの有する個別の「権利又は法律上保護される利益」が侵害されていること。

- ・ 「法律上保護される利益」について、上述のとおり、原告らはこれを極めて抽象的かつ曖昧不明確な内容として主張しているが、少なくとも、差止めを受ける者にとっての予測可能性が担保されるよう、客観的に内容及び外縁が明確かつ具体的で、かつ、排他的な司法的救済を認めるに値するだけの内実を備えた利益でなければならない。
- ・ 客観的に権利・利益の存否や侵害の有無等が判定できるだけの客観性がなければならない。
- ・ 原告ら個人に帰属する権利・利益でなければならない（個人の権利性を離れて没个性的に一般化された権利や利益は根拠とはなり得ない。）。

【要件②：因果関係の要件】

要件①の権利侵害が差止対象行為によるものであり、また、現に権利等が侵害されており又は侵害される高度の蓋然性があること。

- ・ 差止対象行為と原告らに対する権利侵害との間に、抽象的ではない個別的な因果関係がなければならない。
- ・ 侵害の態様は、主観的な不安や抽象的なおそれではなく、現に客観的かつ具体的に侵害されているか、又は（未発生の場合には）発生の高度の蓋然性が認められなければならない。

【要件③：違法性の要件】

侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性の内容と程度等を総合的かつ相関的に比較衡量し、侵害の程度が、社会通念上受忍限度を超えるものであること。

以上

2 原告らが侵害されると主張する権利利益のうち、「生命、身体及び財産権」以外は、「権利又は法律上保護される利益」とは認められないこと

原告らは、訴状「第5」「5」の項（64頁以下）において、差止対象行為

により侵害される権利利益として、抽象的かつ曖昧な内容の権利利益を羅列するとともに、これらの権利利益について、「自己決定権」、「幸福追求権」や「精神的損害」等として、何らかの法令上の根拠に紐付けて主張することで、あたかも法的保護に値するだけの内実を有しているかのように述べようとしている。

原告らの主張する権利利益が抽象的であるが故に、主張内容が帰一せず、区々であることは前述のとおりであるが、その点を措くとしても、原告らの主張内容を紐解けば、その内実は、いずれも、地球温暖化という全世界的な事象が今後進行した場合に想定される状態と、現在の状態(厳密には、「現在」ではなく、「過去」の状態)とを比較して、原告らの周辺に限らない(地球規模の)様々な事象の変化等に着眼して、それを権利利益として主張しているものに過ぎない。

要するに、「自らの生活や自国から多量の CO₂ を排出せずに生活したい」という「自己決定権」や、「安定した気候のもとで生活する権利」を始めとする、原告らの大半の主張内容は、温暖化による地球環境の変化という環境問題を個人の権利利益に無理に構成し直したものであって、いずれもおよそ原告ら個々人に帰属し、差止めの根拠となり得る「権利又は法律上保護される利益」と認められるものではないのである。

なお、原告らが被告により侵害されていると主張している権利利益のワードの中には、「生命」や「身体」、「財産権」といったそれ自体の権利性については異論がないであろう権利も掲げられているが、少なくともこれらの権利自体を被侵害権利として主張するのであれば、端的に、大阪空港訴訟をはじめ複数の裁判例で肯定されている人格権(また、財産権については物権的請求権)に基づく差止請求として本訴を構成すれば足りるはずである。しかるに、原告らが、あえて人格権等を根拠とせず、不法行為を根拠としているのは、前述のとおり、自らの請求を人格権の侵害として構成してしまうと、被告らの CO₂ 排出によって原告らの「生命」や「身体」、「財産権」が侵害されているという因果関係の立証が不可能と見込まれ、また、現時点で原告らの生命・身体が侵害されている、あるいはその高度の蓋然性や切迫性が認められるとも言えず、請求が認められなくなることを自ら

理解しているがゆえと考えられるのである。それ故、原告らは、人格権構成を避け、「生命」や「身体」、「財産権」のように人格権等として保護される「権利」には至らない無名の（独自の）「利益」を主張し、これら法的に保護すべき利益とは認められない（又は要保護性の低い）利益であっても、不法行為に基づけば保護される（差止請求の根拠としうる）との独自の理屈を展開するものである。このように、原告らが不法行為構成を採っていること自体、本訴における原告らの請求が、本来、差止請求の根拠とならない（法的保護に値しない）利益に基づく差止めを求めようとしていることの証左といえるのである。

3 侵害発生の蓋然性（因果関係）が認められないこと

- (1) 本訴訟においては、原告らがいかなる権利利益の侵害（又はそのおそれ）を差止めの根拠としているのか、一義的に明らかでないため、侵害発生の蓋然性（因果関係）について防禦の対象が判然としない。

それはさて置き、上述のとおり、原告らの主張する権利利益のうち、差止めの根拠となり得る（つまり、法的保護に値する）ものは「生命、身体及び財産権」しかないが、これらの権利利益については、現に侵害が発生し又は発生する蓋然性があるとは認められない。

- (2) すなわち、原告らは、CO₂の排出によって災害が招かれ、原告らの生命、身体及び財産権が侵害される危険があると主張するが、かかる主張が認められるためには、①被告神戸製鋼所による（原告らが主張する削減目標を超えた）CO₂の排出→②地球全体のCO₂濃度の上昇→③地球全体の温暖化→④地球上の特定の場所における災害の発生→⑤当該災害による原告らの生命、身体又は財産権の侵害という機序（因果の流れ）が、いずれも立証されなければならない。

しかしながら、かかる一連の因果の中においては、CO₂の排出に伴う温暖化の進行の有無、温暖化の影響によって災害が発生する危険の有無、その場所や時間等、不確定要素が無数に存在し、現時点で原告らの生命、身体又は財産に具体的な危険が発生する蓋然性があるとは到底認められない。

(3) また、そもそも、被告神戸製鋼所は、従前から CO₂ の排出削減に取り組んでおり、被告神戸製鋼所が原告らの主張する削減目標（なお、かかる目標がいかなる意味でも不法行為の成否に関する基準とならないことは後述のとおりである。）を達成できないと現時点で決まっているものでもない。

加えて、原告らが、「国際的な潮流でありコンセンサス」と述べ、被告らの法的義務（差止の基準）として主張する削減目標（原告らの主張する「-1.5℃目標の実現と整合する経路での被告らの排出削減減」（訴状「第6」「4」の項（114頁～115頁））自体、今後の科学的知見や技術の発展、各時点における社会情勢や環境等により修正されることが容易に予測され、そうなれば、原告らの主張する違法性の基準自体が変わりうるものである。

したがって、かかる観点からも、原告らによる差止請求との関係において、被告神戸製鋼所が将来（2030年度及び2035年度）の時点で不法行為を行い、これによる原告らの被害が発生する蓋然性が高いものとは認められない。

(4) ところで、念のため付言すれば、そもそも被告神戸製鋼所は火力発電所を運用しておらず、そもそも原告らの請求対象として被告神戸製鋼所が被告とされていることは理由がないというほかないが、その点を措き、石炭火力発電所を運用する被告神戸製鋼所の子会社ら（株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー神戸第二）について見ても、まず、我が国のエネルギー起源 CO₂ の排出量は、2021年において全世界の排出量として把握されている量の3%程度に過ぎず、このうち、被告神戸製鋼所の子会社らが運用する火力発電所からの CO₂ 排出量は、日本の排出量のうちの2%未満²、すなわち、全世界を母数にとるとわずか0.06%にも充たない。（丙1の1及び2、丙2、丙3）。

かかる排出と原告らの主張する権利侵害との間の因果関係が極めて

² 丙1の2における日本の2021年のエネルギー起源 CO₂ の排出量（10.0億トン）を分母とし、コベルコパワー神戸第一の2023年度排出量（677万5000トン）、コベルコパワー神戸第二の2023年度排出量（637万4000トン）及びコベルコパワー真岡の2021年度排出量（224万4000トン）の合計1539万3000トンを分子として算出（いずれも、公表されている情報のうち把握できる最新の数値）。

希薄であることは一見して明らかというほかなく、法的な相当因果関係が認められるようなものではない。そして、万が一、これが肯定されるようであれば、理屈上、被告神戸製鋼所は、全世界の全ての個人から、不法行為に基づく差止請求を受ける立場に陥ることとなるが、かかる帰結が不当であることは論を俟たない。

4 違法性を欠くこと

- (1) 原告らの主張を前提にすれば、本訴訟において原告らが差止めを求める被告らの行為は、仮にそれが行われたとすれば、それ自体として不法行為を構成する、すなわち、被告らの行為に違法性が認められることが要件として求められる。

言うまでもなく、CO₂そのものは、大気汚染物質等と異なり、それ自体が有害なものではなく、原告らもCO₂の排出自体を直ちに違法であると主張しているものではないと思われるところ、原告らは、訴状において、被告らは原告らの主張する削減目標（AR6SR Longer Reportで示された2019年度のCO₂年間排出量比で、2030年度に48%、2035年度に65%削減との目標）に沿うよう、CO₂の排出量を削減する法的義務を負っており、当該削減目標を超えるCO₂の排出が違法となる旨主張するようである（「第6」「4」の項（114頁～115頁））。

しかしながら、後述するとおり、そもそも、被告神戸製鋼所は原告らの主張する火力発電所を自ら運用していないうえ、その点は措くとしても、石炭火力発電所を運用する被告神戸製鋼所の子会社ら（株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー神戸第二）が運用する火力発電所は、いずれも関係諸法令に則って何ら問題なく操業されており、これに加えて、国の（強制力のない）方針等に沿った適切な排出量削減の取組みを任意で行っている（丙4）。

そして、以下に述べるとおり、原告らが主張する「国際的公序」に基づくCO₂排出量の削減目標は、国内外のいかなる法令等においても被告神戸製鋼所に対して法的な義務を課すものではなく、まして本訴において原告らが求める差止請求の根拠となるものでもないのである。

(2) 原告らの主張する「国際的公序」は被告らへの法的義務を構成しないこと

ア 原告らは、被告らの排出量の削減義務の根拠を、「国際的公序」なるものに求めるが、原告らはその根拠として主張する国際宣言等は、当然のことながら、いずれも被告ら民間企業の私法上の義務を発生させるものではない。

イ そもそも、国家間で正式に締結された国際条約であっても、直ちに「自動執行力」が認められるものではなく（広島高判令和2年9月16日判時2486号60頁等参照）、国際条約は「国際的公序」を通じて私人に対する直接の義務を発生させることもないのが原則である（大阪高判平成21年7月16日労判1001号77頁等参照）。

しかも、原告らが「国際的公序」の根拠として挙げている報告書等の中には、国際条約に該当しないものすら多数含まれており、それらについては、なおさらのこと、直接被告神戸製鋼所を含む私人の権利義務を発生させるものでないことは明らかである。

ウ また、原告らは、「ビジネスと人権に関する指導原則（国連指導原則）」を引用し、企業が人権侵害を防止する義務を負うとしているが、同指導原則は、国家に対しては「義務（duty）」を、企業に対しては「責任（responsibility）」を課すものとして明確に用語を使い分けており、企業に対して法的義務を課すものでないことを明確にしている。

なお、我が国の外務省が公表する「国連の『ビジネスと人権に関する指導原則』に関するよくある質問～企業の尊重責任～」（丙5）においても、国連指導原則は、国家の国際人権法上の義務を、事実上も企業に課しているものではないことが明確にされている。

エ 同様に、原告らの挙げる「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針（以下「OECD 行動指針」という。）は、「企業による行動指針の遵守は自主的なものであり、法的に強制し得るものではない」ことを明記しており、我が国の外務省も、OECD 行動指針には法的拘束力がない旨を明示的に示しているとおりである（丙6）。

オ なお、原告らは、オランダをはじめとする外国の判決を援用してい

るが、これらについて日本法を準拠法とする本訴訟において先例的価値がなく、また実体法上の参考にもならないことは多言を要するところではない。

(3) 国内の法令・基準値違反の不存在

ア そして、日本国内の法令においても原告らの主張するCO₂削減の法的義務を規定するものは存在しない。

イ さらに付言すれば、仮に、CO₂排出量の削減について何らかの削減目標が存在すると仮定しても、その目標値に違反することが、原告らとの関係で直ちに不法行為に該当するというものでもない。

すなわち、何らかの確立された国際的な削減目標が存在するとしても、当該削減目標を少しでも超えることが、直ちに、原告ら個人々人に対する権利利益の侵害と評価できるものではなく、不法行為に基づく差止請求を求める以上は、当該差止めの要件を満たす必要があることは当然だからである。

したがって、上記削減目標をもって、直ちに、本訴における差止めの根拠及び基準とする原告らの主張自体が、そもそも失当と言わざるを得ない。

(4) 小括

以上のとおり、原告らが主張する「国際的公序」や国内外のいかなる法令等も、被告神戸製鋼所に対して、法的なCO₂排出の削減義務を課すものではなく、まして本訴において原告らが求める差止請求の根拠となるものでもない。

よって、原告らの主張は、現時点で被告神戸製鋼所（又は石炭火力発電所を運用する被告神戸製鋼所の子会社ら）の行為に違法性を認める理由となるものではなく、まして、将来における被告神戸製鋼所（又は石炭火力発電所を運用する被告神戸製鋼所の子会社ら）の行為の違法性を基礎づけるものでもないのである。

第4 小括

以上述べたとおり、原告らの被告神戸製鋼所に対する請求は、法律構成（不法行為構成）自体が失当であるうえ、その点を措くとしても、差止請求の要件をいずれも欠いていることから、棄却を免れないことは自明である。

第5 請求の原因に対する認否及び反論

以下、訴状における請求の原因について、必要と認める限りで認否を行う。

1 「第1 はじめに」の項

- (1) 第1段落から第4段落（「一地球温暖化の時代は」から「課題となっている。」まで）については知らないし争う。
- (2) 第5段落（「そして、オーバーシュート」から「構成するものでもある。」まで）のうち、第2文（「このことは」から「構成するものである。」まで）は否認ないし争い、その余は不知。
- (3) 第6段落から第8段落（「ロイヤルダッチシェル」から「提起するものである。」まで）については不知。

2 「第2 当事者」の項

(1) 「1 原告ら」の項

第2段落第1文（「原告らは深刻な災害の」から「予測されているものである。」まで）については、知らないし否認し、その余はいずれも不知。

(2) 「2 被告ら」の項

第1段落（「被告らは、いずれも、」から「火力発電事業者である。」まで）は否認する。被告神戸製鋼所は、自社において火力発電所を運用しておらず、グループ企業においても、2050年まで火力発電所を運用し続けるか否かについては未定である。

第2段落（「後述する通り、」から「33%にあたる。」まで）については不知。

第 3 段落（「以下、被告株式会社 JERA を」から「と略称する。」まで）については、被告らの呼称の定義を行うものに過ぎず、認否の要を見ない。

3 「第 3 請求の法的根拠（民法 709 条・719 条 1 項）」の項

(1) 「1」の項

第 1 段落（「本訴は、」から「削減請求である。」）については認否の要を見ない。

第 2 段落（「前述の通り、」から「排出削減を命じた。」まで）については不知。

第 3 段落（「我が国においても」から「裁判例が存在する。」まで）及び第 4 段落（「学説上も、」から「510 頁）。」まで）については、原告らが主張する裁判例及び学説が存在すること自体は特に争わず、原告らの主張内容は争う。

(2) 「2」の項

事実に関する主張については不知、主張はいずれも争う。

理由は本準備書面で既に述べたとおりである。

4 「第 4 地球温暖化の自然科学的根拠(前提事実)」の項

(1) 「1 人間活動に起因する地球温暖化は疑う余地がないこと」の項

第 1 段落（「人間の影響が」から「明らかにする。」まで）のうち、IPCC の第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告に原告らの引用する記述があることは特に争わず、その余は不知。

第 2 段落のうち、第 1 文から第 3 文（「IPCC とは、」から「提供してきた。」まで）は特に争わず、第 4 文（「IPCC の各報告書は」から「位置づけることができる。」まで）は不知。

(2) 「2 世界平均気温の上昇」の項

第 1 段落及び第 2 段落（「IPCC 第 6 次評価報告書」から「上回るとも報告した。」まで）については、原告らの主張する IPCC や C3S の報告が存在することのみ認め、その余は不知。

第3段落（「冒頭で述べたように」から「に入っている。」まで）については知らないし争う。

(3) 「3 気温上昇に伴う様々な影響」の項

いずれも不知。

(4) 「4 地球温暖化の原因は、人為的な温室効果ガスの排出であること」の項

ア 「(1) 二酸化炭素 (CO₂) の温室効果」の項

一般論として CO₂ に一定の温室効果があるとされていることは特に争わず、その余は知らないし争う。

イ 「(2) 人間活動に伴う二酸化炭素濃度の上昇」の項

第1段落及び第2段落（「過去80万年の間」から「経年変化の図である」まで）については特に争わない。

第3段落（「これら世界全体の」から「甲B8・14頁）」まで）は不知。

(5) 「5 気温上昇を1.5℃にとどめることの重要性」の項

ア 「(1) 1.5℃特別報告書」の項

いずれも不知。

イ 「(2) ティッピング・ポイントを超える可能性」の項

いずれも不知。

ウ 「(3) 1.5℃のカーボンバジェット」の項

IPCC1.5℃特別報告書において原告らの引用する記載が存在することについては認め、その余は不知。

5 「第5 権利又は法律上保護される利益の侵害のおそれ」の項

(1) 「1 被侵害利益」の項

第1段落（「上述の通り、」から「ついて述べる。」まで）は、原告らの主張を要約するものに過ぎず、認否の要を見ない。

第2段落（「近年、地球温暖化により」から「29条）である。」まで）は、原告らが、被告神戸製鋼所による温室効果ガスの排出によって原告らの生命、身体、財産権等の権利が侵害されていると主張する限りにお

いて否認ないし争い、その余は不知。

(2) 「2 気候変動による被害」の項

ア 「(1) 日本は気候関連災害による被害及びそのリスクが大きい国であること」の項

Germanwatch の公表に係る「Climate Risk Index」において、日本が「Countries Most Affected in 2018」で1位、2019年は4位と評価されていることについては認め、その余は知らないし争う。

イ 「(2) 極端な高温の増加及びこれに伴う被害」の項

(ア) 「ア 極端な高温の増加」の項

第1段落から第3段落（「産業革命以降、」から「国であることがわかる。」まで）については特に争わないが、第3段落の「日本は、世界的な気温上昇の中でも特にその被害を受けやすい国である」との記載については知らないし争う。

第4段落及び第5段落（「更に、統計期間」から「顕著であることがわかる。」まで）のうち、原告らが脚注に挙げた資料において原告らの引用する記載がなされていることは認め、その余は知らないし争う。

(イ) 「イ 熱ストレスによる死亡リスクの上昇」の項から「エ 干ばつ」の項まで

いずれも知らないし争う。

ウ 「(3) 多くの地域における降水現象の増加及びこれによる被害」の項

(ア) 「ア 降水現象の増加」の項

表4及び5に記載の降雨があったことは特に争わないが、その余は知らないし争う。

(イ) 「イ 豪雨・洪水被害の実態」の項

特に争わない。

(ウ) 「ウ 2023年は線状降水帯が多発したこと」

表6記載の降雨等が存在したことの限度で特に争わないが、その余は知らないし争う。

(エ) 「イ 2024年に発生した豪雨、洪水これらに伴う被害の実態」の項 (注:「エ」の項の誤記と思われる。)

いずれも不知。

エ 「(4) 熱帯低気圧等の被害」の項

日本において令和元年台風15号及び19号並びに令和5年に台風2号、6号及び7号がそれぞれ発生したことについては特に争わないが、その余は不知。

オ 「(5) 一次産業への影響」の項

いずれも不知。

カ 「(6) 人間社会への影響」の項

第3段落(「日本銀行も」から「示している。」まで)は特に争わず、その余はいずれも不知ないし争う。

(3) 「3 気候変動の予測及び深刻化する被害」の項

いずれも不知。

(4) 「4 危険な気候変動の影響は人権への侵害であること」の項

第1段落(「以上のとおり」から「甚大である。」まで)のうち、「この先ますますその脅威が増すことは明白である」との主張については、今後の気候変動の趨勢は、全世界的な温暖化防止のための取組みの実施状況等によって変動し得るものであり、現時点で確定することはできないことから否認し、その余は不知。

第2段落(「危険な気候変動の」から「権利の侵害である。」まで)は不知ないし争う。

(5) 「5 原告らの権利・利益の被害」の項

いずれも不知または否認、ないし争う。

6 「第6 被告らの排出削減義務(違法性)」の項

(1) 「1 世界の平均気温の上昇を…国際的公序であること」の項

ア 「(1) はじめに」の項

第1段落(「国連は1988年に(注:訴状訂正申立書による訂正後)」から「確認した(甲A13)。」まで)は特に争わない。

第2段落から第5段落まで（「2022年6月30日」から「不可欠である。」まで）についてはいずれも知らないし争う。

イ 「(2) パリ協定採択に至るまでの経緯」の項

(ア) 「ア 気候変動枠組み条約採択に至る経緯」の項

訴状において原告らが主張する各会議等が開催された事実及び国連環境計画が設立された事実は特に争わず、その余はいずれも不知。

(イ) 「イ 国連気候変動枠組条約と最高機関としての締約国会議(COP)」の項

第1段落から第4段落（「国連気候変動枠組条約」から「全体の合意である。」まで）については認める。

第5段落のうち、京都議定書における先進国全体の1990年比削減目標が6%であるという点は、正しくは5%であるため否認し、その余は認める。

ウ 「(3) パリ協定の採択と温度目標」の項

第1段落（「COP16(2010年)において」から「示された。」まで）のうち、カンクン合意が採択されたこと及びAR5WG1の記載内容については特に争わず、その余は不知。

第2段落（「この科学の知見と」から「批准している。」まで）については、2015年にパリ協定が採択され、2016年に発効し、日本も批准したこと及びその内容については特に争わず、その余は不知。

第3段落（「パリ協定は、」から「義務を負う(同4条2項)。」まで）については特に争わない。なお、パリ協定(甲A第2号証)の記載からも明らかなおり、パリ協定は、締約国といえども、同国の私企業に法的義務を直接課すものではない。

エ 「(4) 1.5℃目標を目指す合意」の項

(ア) 「ア IPCC1.5℃特別報告書」の項

いずれも不知。

(イ) 「イ 1.5℃目標の残余のカーボンバジェット量(67%の確率)は4000億tに過ぎないこと」の項

いずれも不知。

- (ウ) 「ウ 1.5℃目標の実現に求められる排出削減の水準」の項
第1段落（「AR6WG1 では」から「示されている。」まで）につ
いては認める。

第2段落から第5段落（「図29のように」から「できないこと
がわかる。」まで）はいずれも知らないし争う。

第6段落（「このようなAR6WG1 の」から「盛り込まれた（甲
A3、15～17項）。」まで）のうち、第1文及び第2文は認め、第3
文は不正確であるため否認する。AR6WG1においては、CO₂排出量
を実質ゼロにする目標時期は「今世紀半ば頃」とされており、締
約国に対して「石炭火力の逡減（フェーズダウン）」を求めている
ものである。その余は不知。

第7段落及び第8段落（「ところで、」から「懸念を示すもので
ある。」まで）については、いずれも知らないし争う。

- (エ) 「エ AR6統合報告書（AR6SYR）による排出削減の経路」の項
第1段落（「2023年4月に」から「必要とされた（AR6SYR表
SPM.1）」まで）のうち、AR6SYRが2023年4月に公表されたこと
及び表SPM.1が存在することについては認め、その余は不知。

第2段落（「COP28（甲A13）では」から「ものといえる（甲A13・
27）。」まで）第1文については認め、第2文については否認ない
し争う。原告の指摘する甲A第13号証の27項は、CO₂の削減に
ついて具体的な数値目標を確認したものとは読み取れない。

第3段落（「即ち、AR6SYR」から「水準なのである。」まで）に
ついては否認ないし争う。

- オ 「(5) 1.5℃目標に対する日本の残余のカーボンバジェットは極め
てわずかであること」の項

いずれも否認ないし争う。「世界の残余のカーボンバジェット」に
ついて統一的な見解や確立された考え方が存在するものではなく、原
告らの主張する日本の残余カーボンバジェットは、さらにこれを人口
比で各国に振り分けるという方法によって独自に算出されたものに

過ぎない。

(2) 「2 被告ら電力セクターは、他のセクターより早期の CO₂ 排出削減が求められていること」の項

ア 「(1) 化石燃料インフラからの排出量だけで 1.5°C のための残余のカーボンバジェットを超えること」「ア 化石燃料インフラからの排出量と残余のカーボンバジェット」の項

第 1 段落から第 3 段落（「2022 年 4 月、」から「まとめたものである。」まで）については、AR6WG3 において原告らが引用する記載が存在することは認め、その余はいずれも不知。

第 4 段落（「即ち、世界において」から「ものといえる。」まで）については否認する。AR6WG3 は、B7.2 項において、「既存の化石燃料ベースの発電インフラの廃止と利用の削減」を含む複数の方策を、「電力部門の今後の CO₂ 排出量を、評価されたモデル化された世界全体の最小コストの経路に整合させることに貢献する主要なオプション」として位置づけているにとどまり、さらに「何が最も適切な戦略かは、可能とする条件及び技術の利用可能性などの国や地域の状況による」としているのであり、原告らが主張するような「既設の発電所及び新設発電所を予定どおり稼働させることは許されず、早期の廃止が不可欠であることを指摘した」とまで読み取れるものではない。

イ 「(2) 電力セクターに求められる CO₂ 削減の経路」の項

いずれも知らないし争う。

ウ 「(3) 国際的に早期の石炭火力発電からのフェーズアウトが求められていること」の項

いずれも知らないし争う。

エ 「(4) 直近の状況」の項

いずれも知らないし争う。

オ 「(5) 再生可能エネルギーへの移行・既存技術の活用等により大幅な CO₂ 削減が可能であること」の項

いずれも知らないし争う。

カ 「(6) 小括」の項

争う。

石炭火力発電を真っ先に廃止すべきことが「国際的な共通認識」(なお、これがいかなる意味を有するのかは必ずしも明らかでない) となっているものとは言えない。また、繰り返し述べているとおり、原告らが主張する CO₂ 排出量の削減目標が、私企業たる被告神戸製鋼所に対する同内容の法的義務を課すものではない。

(3) 「3 国際公序に基づく大規模排出企業の排出削減が法的義務であること (企業の人権尊重義務)」の項

ア 「(1) はじめに」の項

被告神戸製鋼所が私企業であることは認め、その余は否認ないし争う。なお、被告神戸製鋼所は自ら火力発電所を運用しておらず、「石炭火力発電所を含む火力発電所を運用し」ていないことは既に述べたとおりである。

また、原告らは、被告らが「電力インフラの一部を担う公共的な性質を有する企業である点も重要である」などとして、あたかも、各国がパリ協定に基づいて負う義務と同様の義務を負うかの如く主張するが、事業の公共性とパリ協定等の締結主体、効果の議論を混同してなす議論であり、明らかに論理が飛躍している旨指摘しておく。

イ 「(2) 被告企業らの国際的規範に基づく人権尊重、侵害回避義務」の項

(ア) 「ア 国連指導原則」の項

a 「(ア) 国連指導原則の制定経緯…」の項

国連指導原則の存在及びそこに原告らの引用する記載があることは概ね認め、その余はいずれも知らないし争う。既に述べたとおり、国連指導原則は、国家に対しては「義務 (duty)」を、企業に対しては「責任 (responsibility)」を課すものとして明確に用語を使い分けており、企業に対して法的義務を課すものでないことを明確にしているところ、原告らの主張はこの点に意図的に目を瞑り、我田引水的に主張を展開するものに過ぎない。

- b 「(イ) 国連指導原則の位置付け…」の項
第3段落(「国連指導原則は、」から「義務を負う。」まで)については否認ないし争う。その余は不知。
 - c 「(ウ) 国連指導原則の内容」の項
第1段落から第3段落(「国連指導原則は、」から「是正する義務を負う。」まで)のうち、原告らの引用する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。
第4段落(「また、国連指導原則では」から「定めている。」まで)については、国連指導原則が企業に対して法的義務を課すものではないことを前提に認める。
 - d 「(エ) 被告企業らに国連指導原則が適用されること」の項
国連指導原則において、「これらの指導原則は、全ての国家及び多国籍か否かに拘わらず全ての企業に、その規模、業種、所在地、所有者及び組織構造に関係なく適用される。」との記載があること、及び被告神戸製鋼所の「KOBELCO グループ人権基本方針」において、国連指導原則を支持し、実践する旨が記されていることは認め、その余は否認ないし争う。
- (イ) 「イ OECD 多国籍企業行動指針」の項
- a 「(ア) OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の位置付け」の項
特に争わない。
 - b 「(イ) OECD 行動指針の内容」の項
OECD 行動指針において原告らの引用している記載が存在することは特に争わず、その余は不知。
 - c 「(ウ) 被告企業らに OECD 行動指針が適用されること」の項
第1段落第1文から第3文(「被告企業らのなかには、」から「該当するといふべきである。」まで)のうち、被告神戸製鋼所がグループとして海外から資源の調達を行い、製品の一部

が海外に輸出され又は海外で販売されていることについては認め、その余は知らないし争う。なお、OECD 行動指針においては、「I. 定義と原則」の項で、「多国籍企業を厳密に定義することは、行動指針の目的上、必要とはされていない。」とされており、「多国籍企業」の明確な定義が存在するものではない。

第1段落第4文（「したがって、」から「適用される。」まで）については不知。

第2段落（「そのため、」から「求められる。」まで）は否認しないし争う。なお、前述したとおり、OECD 行動指針に法的拘束力がないことは、我が国の外務省も明示的に示しているとおりである（丙6）。

(ウ) 「ウ 国連「グローバル・コンパクト」の項

被告神戸製鋼所に関する主張ではないため認否の要を見ない。

(エ) 「エ 被告企業らが国際的規範に基づき人権尊重・侵害回避義務を負うこと」の項

第1段落（「気候変動は、」から「侵害するものである。」まで）については不知。

第2段落（「企業の人権尊重義務」から「適用される。」まで）のうち、第1文は、国連指導原則において、「これらの指導原則は、全ての国家及び多国籍か否かに拘わらず全ての企業に、その規模、業種、所在地、所有者及び組織構造に関係なく適用される。」との記載があることの限りで認め、その余は不知。第2文は、被告神戸製鋼所に関する主張ではないため認否の要を見ない。

その余は知らないし争う。

(オ) 「オ 被告らが「応分の負担」を負うこと」の項

原告らのいう「応分の負担」の内容が不明確であることを含めて、否認しないし争う。なお、被告神戸製鋼所が自ら石炭火力発電所を運用していないことはすでに述べたとおりである。

ウ 「(3) 海外における気候訴訟判決における企業の削減義務」の項
いずれも知らないし争う。

エ 「(4) 排出削減義務は国内法からも基礎づけられること」の項

(ア) 「ア 環境基本法」の項

第1段落及び第2段落(「環境基本法(平成5年法律第91号)」から「定められている(3条)。」まで)については、原告らが引用する記載が同法に記載されている限りで認める。

第3段落(「事業者の責務としては、」から「負っているというべきである。」まで)については、環境基本法において、原告らが引用する記載が努力義務として同法に記載されている限りで認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「イ 環境基本計画」の項

第1段落(「環境基本法第15条」から「位置付けている(甲A11・9頁)。」まで)については認める。

第2段落(「これらの点のみからしても」から「明らかである。」まで)については、抽象的な主張を述べるものであり認否の限りでないが、環境基本法が被告神戸製鋼所においてCO₂の排出削減等を法的義務として課しているとする主張であれば否認ないし争う。

(ウ) 「地球温暖化対策促進法(温対法)」の項

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)において、原告らの引用する規定があることについては認め、その余は否認ないし争う。

温対法は、同法が定義する特定排出者に対して、温室効果ガス算定排出量の報告を義務付けているものの、温室効果ガスの排出削減に向けた努力義務を超えて、原告らが主張するような具体的法的義務を課すものではない。

(4) 「4 結語—1.5℃目標の実現と整合する経路での被告らの排出削減は法的義務であること—」の項

第1段落(「以上に述べてきた通り、」から「あるというべきである。」まで)は否認ないし争う。

第2段落及び第3段落(「そのような世界的な」から「認めたもので

ある。」まで) についてはいずれも知らないし争う。

第4段落から第7段落(「このように、」から「違法となる。」までは
いずれも否認ないし争う。

7 「第7 被告らの義務違反行為」の項

(1) 「1 被告ら発電事業者は極めて大規模の排出事業者であること」の
項

ア 「(1) 排出削減目標の基準年である2019年…」の項
いずれも知らないし争う。

イ 「(2) 日本の発電事業にかかるCO₂排出量は…」の項
いずれも不知。

ウ 「(3) 被告らは国内最大級のCO₂排出事業者であること」の項
第1段落(「表17は、」から「記載したものである。」まで)及び表
17については、内容が不正確であるため否認する。

また、そもそも、表17のうち、「その他の事業者排出量合計」が意
味する内容が明らかでないため、厳密な数値の正確性については認否
の限りではない。

第2段落(「被告らの保有する」から「に位置する。」まで)につい
ては、被告神戸製鋼所に関する主張ではなないため、認否の要を見な
い。

第3段落(「被告神戸製鋼の」から「販売している。」まで)につい
ては、不正確であるため否認する。被告神戸製鋼所の100%子会社で
ある株式会社コベルコパワー神戸が神戸発電所1号機及び2号機を、
株式会社コベルコパワー神戸第二が2022年から同発電所3号機及び
4号機を運用しているものである。

第4段落(「相馬共同火力及び」から「支配下にある。」まで)につ
いては、被告神戸製鋼所に関する主張ではないため、認否の要を見な
い。

(2) 「2 被告らは大量のCO₂を排出する火力発電事業者であり、本件削
減目標に沿った排出削減が求められること」の項

ア 「(1) 被告らに求められる排出削減の水準と経路」の項

第1段落(「上述したように」から「目指すとしている。」まで)については、被告神戸製鋼所が2050年カーボンニュートラルへの挑戦を表明していることについては認め、その余は不知。

第2段落(「今日、問われているのは」から「実行されるかである。」まで)については認否の要を見ない。

第3段落(「既に述べたとおり」から「ものである。」まで)については否認ないし争う。

イ 「(2) 被告らが排出削減義務を負う排出量には…」の項

被告らが法的義務として排出削減義務を負うことを前提とする主張であり、いずれも否認ないし争う。

ウ 「(3) 被告らはその販売に係るCO₂排出量をコントロールできること」の項

第1段落(「被告らは、各企業グループ傘下に」から「行っている。」まで)のうち、被告神戸製鋼所の子会社に発電事業者が存在すること、被告神戸製鋼所が自ら及び子会社において電気の小売り事業を行っていないことのみ認め、その余は、被告神戸製鋼所に関する主張ではないため、認否の要を見ない。

第2段落(「被告らは、これらの」から「実行させている。」まで)については、被告神戸製鋼所が子会社の株主として経営ポリシーや事業計画の策定に関与する立場にあることのみ認め、その余は否認ないし争う。

第3段落(「被告らのポリシーには」から「含まれている。」まで)については、被告神戸製鋼所に関する限りにおいて特に争わず、その余は認否の限りでない。

第4段落(「このように、被告らは」から「できる地位にある。」まで)については否認する。被告神戸製鋼所は自ら発電所を運用していないことを措いても、被告神戸製鋼所の子会社らが運用する発電所のCO₂排出量については、国のエネルギー政策や代替エネルギーの供給状況、第三者への売電に関する契約内容その他様々な環境要因にも影

響され、被告神戸製鋼所が自由にその販売電力に係る CO₂ 排出量をコントロールできるものではない。

第 5 段落及び第 6 段落（「よって、本件訴訟においては、」から「ついて述べる。」まで）については、原告らの請求内容等を述べるものに過ぎず、認否の要を見ない。

(3) 「3 被告らの国内での販売にかかる電力からの CO₂ 排出の実態」の項

ア 「(1) 被告 JERA の設立経緯及び発電設備等」の項から「(4) 被告関西電力の設立経緯及び発電設備等」の項まで

被告神戸製鋼所に関する主張ではないため、認否の要を見ない。

イ 「(5) 被告神戸製鋼所の設立経緯及び発電設備等」の項

被告神戸製鋼所が 1905 年に設立された製造業者であり、自家発電設備を有してきたこと、(原告の主張する 1995 年ではなく) 1996 年に卸電力供給事業に参入したことは認め、その余は不正確であるため否認する。繰り返しになるが、神戸発電所 1 号機及び 2 号機は株式会社コベルコパワー神戸が、3 号機及び 4 号機は株式会社コベルコパワー神戸第二がそれぞれ運用している。また、真岡ガス火力発電所は、株式会社コベルコパワー真岡が運用している(その他の情報は、訴状表 22 記載のとおりである。)

ウ 「(6) 被告九州電力の設立経緯及び発電設備等」の項から「(10) 被告四国電力の設立経緯及び発電設備等」の項まで

被告神戸製鋼所に関する主張ではないため、認否の要を見ない。

(4) 「4 被告らに求められる排出削減の水準と経路」の項

表 28 及び表 29 に記載の被告神戸製鋼所に関する記載は不正確であるため否認する。原告らが 2019 年度及び 2021 年度の被告神戸製鋼所の販売電力 CO₂ 排出量として主張する数値は、排出量算定報告公表制度における株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー真岡の「エネルギー起源 CO₂ (発電所等配分前)」の公表値の合計値を記載したものと推察される。

(5) 「5 小括」の項

株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー真岡の2019年度の「エネルギー起源 CO₂ (発電所等配分前)」の数値が前項のとおりであることについては認め、その余は不知、否認ないし争う。

8 「第8 被告らに2030年度及び2035年度の排出許容量を超える排出をしてはならないことを求める本訴請求の必要性」の項

(1) 「1 被告らの中期削減計画における目標の実情」

表31の被告神戸製鋼所に関する記載は不正確であるため否認し、その余は不知ないし争う。

「神戸製鋼所本体」の2013年度の排出量として記載されている数値は、株式会社コベルコパワー神戸(当時の商号:神鋼神戸発電株式会社)の「エネルギー起源 CO₂(発電所等配分前)」の公表数値と推察される。なお、株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー神戸第二は、GXリーグに加盟しているほか、2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップを策定している(丙4。被告神戸製鋼所以外の被告らに関する記載については、認否の要を見ない。

(2) 「2 被告らの2030年度目標は不明瞭で検証ができないものが多く、かつ不十分であること」の項

第3段落(「被告神戸製鋼は、2030年度の排出量に関する目標が一切ない。)」については否認する。

第7段落(「また、被告らによる」から「不十分である。)」については否認ないし争う。

その余は、被告神戸製鋼所に関する主張ではないため、認否の要を見ない。

(3) 「3 被告らの計画による2030年度の排出予定量は、求められる排出上限量を大きく上回ること」の項

訴状表32の「神戸製鋼所本体」の「2013年度排出量」として記された数値が株式会社コベルコパワー神戸(当時の商号:神鋼神戸発電株式会社)の、「2019年度排出量」として記された数値が株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー真岡の「エネルギー起源 CO₂(発

電所等配分前)」の公表値（の合計値）であることは特に争わない（なお、繰り返しになるが、被告神戸製鋼所は自ら発電所を運用していない。）が、その余はいずれも否認ないし争う。なお、そもそも被告らに対して、原告らが主張する排出削減義務自体が課せられるものではないため、2030年度及び2035年度の「最大排出量」という概念自体が存在しない。

- (4) 「4 被告らの排出削減対策は、水素アンモニア混焼、CCSの導入に依存したものであり、削減の実効性に欠ける対策であること」の項

第1段落（「被告らの中には、」から「明らかにしていない。」まで）については、被告神戸製鋼所として（そもそも自ら運用していないため当然であるが）非効率石炭火力のフェーズアウトを掲げている事実はなく、その余は認否の限りでない。

第2段落（「また、フェーズアウトの」から「明らかにしていない。」まで）については、被告神戸製鋼所に関する主張に限り概ね認め、その他の被告らに関する主張については、認否の要を見ない。

第3段落から第5段落（「不十分な削減目標の」から「ことには程遠い。」まで）については、現時点におけるアンモニア混焼に関する技術の到達点としては特に争わないが、同技術は現在まさに重点的な研究が続けられ、日々改良されているものであり、単に現状をもって断定的な評価を下すのは不合理である。

第6段落（「このように被告らの」から「言わざるを得ない。」まで）については否認ないし争う。

第7段落から第9段落（「にもかかわらず、」から「要請されるべきものである。」まで）については、そもそも自ら火力発電所を運用しない被告神戸製鋼所が、かかる広報や広告を行った事実は存在しないため、いずれも否認する。

- (5) 「5 2035年度の削減目標を定めているのは被告 JERA のみであり…」の項

自ら火力発電所を運用しない被告神戸製鋼所において、2035年度の削減目標について策定していないことについては認め、その余は否認ないし争う。なお、株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパ

ワー神戸第二の排出削減についての取組み方針は既に述べたとおりである。

- (6) 「6 被告らによる 2030 年の電力供給計画量は 2021 年度の 93%程度であり…」の項

OCCTO が各電力事業者に提出させた電力供給計画を取りまとめ、毎年公表していることについては認め、その余は知らないし争う。

- (7) 「7 小括」の項

自ら火力発電所を運用しない被告神戸製鋼所が、2035 年度の削減目標を定めていないことについては認め、その余はいずれも否認ないし争う。

被告神戸製鋼所において原告らの主張する削減目標に沿った排出削減義務が認められないこと、及び将来の給付請求について「あらかじめその請求をする必要」がないことについては、本準備書面及び答弁書で既に述べたとおりである。

9 「第 9 再生可能エネルギーへの転換の実現可能性（結果回避可能性）」の項

- (1) 「1 再生可能エネルギーのポテンシャルは電力需要量の 6~7 倍あること」の項

いずれも知らないし争う。

- (2) 「2 再エネのコストは大幅に低下していること」の項

いずれも知らないし争う。

- (3) 「3 需給バランスの確保も可能であること」の項

いずれも知らないし争う。

10 「第 10 被告らの関連共同性」の項

- (1) 「1 被告らは電気事業低炭素社会協議会などを通して共通意思をもって CO₂ 対策を行う電力事業者であること」について

ア 「(1) 電気事業低炭素社会協議会」の項

第 1 段落から第 3 段落（「被告 JERA の株主」から「まいります。」

とある。」まで)については、被告神戸製鋼所が電気事業低炭素社会協議会の会員でないことは認め、その余はいずれも不知。

第4段落(「なお、被告神戸製鋼」から「設定していない。」まで)については、被告神戸製鋼所が電気事業低炭素社会協議会の会員でないことは認め、その余はいずれも否認ないし争う。被告神戸製鋼所が石炭火力発電所及びガス火力発電所をいずれも運用していないこと、株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー神戸第二がGXリーグに加盟し、カーボンニュートラルの実現に向けて各種の取り組みを行っていることは、既述のとおりである。

イ 「(2) 同協議会の「カーボンニュートラル行動計画」の項
いずれも不知。

ウ 「(3) 被告らが水素・アンモニア利用等で協力しあう関係にある
こと」の項

第1段落(「被告JERAは」から「発表している。」まで)については、被告神戸製鋼所に関する主張ではないため、認否の要を見ない。

第2段落(「また、被告関西電力は」から「公表している。」まで)については概ね認める。

第3段落(「このように、」から「関係にある。」まで)については否認ないし争う。被告神戸製鋼所は、CO₂排出削減効果を期待できるアンモニア混焼の可能性について協議を行っているものであり、これをもって火力発電所の「温存」を指向したものの評価は不当である。また、原告らが主張する「国際的な潮流」や「コンセンサス」の内実は不明であるが、少なくとも石炭火力発電所の廃止が私企業に対して法的に義務付けられているといった事実もない。

(2) 「2 被告らの排出行為には719条1項が準用されること」の項
否認ないし争う。

原告らは、「被告らは火力発電所施設を温存する方向で協力しあっている」と述べ、かかる「被告らが前述の排出削減義務に反して排出を続けるとき、このような被告らのCO₂排出行為は、民法719条1項にいう共同不法行為関係にあるというべきであ」として、同条項が「準用さ

れるべき」などと主張するが、そもそも被告神戸製鋼所において他の被告らと「火力発電所施設を温存する方向で協力しあ」う関係になどないことは、既に述べたとおりである。

その点を措くとしても、「火力発電所施設を温存する方向で協力しあ」う関係という、極めて曖昧不明確な理由で、「共同不法行為関係にあるというべき」とする原告らの主張に法的理由がないことは一見して明らかというほかない。要するに、上記主張は、原告らの主張する地球規模の温暖化現象との関係では、個別の被告らの排出行為が個別的因果関係等を認めるには僅少に過ぎることを自覚した原告らが、自らの請求を成り立たせる目的で、被告らの CO₂ 排出行為を全て合算することにより、あたかも被告らの排出行為が甚大で違法であるかの如く雰囲気作りを行うものに過ぎない。

11 「第 11 結語」の項 争う。

以 上